

知財高裁 平成19年7月12日判決
平成18年(行ケ)第10251号 審決取消請求事件

< 要点 >

主引例の発明はそれ自体で発明の目的を達成しており、その上更に従引例を適用する動機付けはないとして、進歩性を肯定した事案

< 本文 >

1. 本願発明と引用発明(主引例)との一致点及び相違点

両者は「実装用基板」の発明であり、「枠部と、枠部を含む母板から打ち抜かれ且つ元の穴にはめ込まれたプッシュバック板からなるプリント回路板と、プリント回路板の接線上に形成され且つ枠部の外周に連通しているVカットとを備える」点で一致し、本願発明が「Vカットの少なくとも一部分に充填された充填剤」を有するのに対し引用発明がこれを有しない点で相違する。

2. 審決の判断

プッシュバック法によって打ち抜かれたプリント回路板の周囲の仮止めされた部位を接着剤等を用いて補強することは、引用例2(従引例)により公知であるから、引用発明におけるプリント回路板の周囲の一部を含むVカットに、引用例2の仮止め部を補強する構成を適用して、相違点に係る本願発明の構成にすることは、容易に想到できる。

3. 裁判所の判断

引用例2の接着剤は、枠部がプリント回路板を保持する力を強化するために、充填されるものである。一方、引用発明は、プッシュバック法ではそもそもプリント回路板の取り外しが困難となるという課題と、その困難を解消しようとするプリント回路板の脱落事故が発生しやすくなるという課題とを同時に解決するため、プリント回路板の接線上にVカットを形成して枠部がVカットに沿って容易に破断するようにし、枠部の破断前は、プッシュバック法がそもそもそうであったようにプリント回路板が枠部によって強力的に保持されているようにしたものである。つまり、引用発明では、それ自体において既に、プリント回路板が枠部によって強力的に保持されているのだから、その上更に、枠部がプリント回路板を保持する力を強化しようとして、引用発明のVカットに引用例2の接着剤を適用する必要があるとは認められず、容易想到とはいえない。

4. 検討

原告の主張した取消事由は、従引例の接着剤と本願発明の充填材とでは作用・機能が異なるというものであったが、知財高裁は、主引例の成り立ち(課題とその解決法)から適用の困難性を判断している。平成18年(行ケ)第10339号(平成19年7月19日判決)と同様の考え方である。

(弁理士 田中 久子)